

出席委員　大浦委員長　原副委員長　吉森委員　安達委員　高川委員　谷崎委員
水橋委員　大浦委員　青山委員　竹原委員　尾崎委員　岩城委員　古沢
委員　開田委員　中川委員

欠席委員　なし

説明のため出席した者　水野市長　柿沢副市長　上田教育長　石川総務部長　黒川
産業民生部長　岩城建設部長　上田教育委員会事務局長
伊井市民課長　網谷商工水産課長　櫻井総務課長　長崎財
政課長　石坂上下水道課長　梅原福祉介護課主幹

職務のため出席した事務局職員　落合局長　中田係長

午後１時30分開会

大浦委員長　前日に引き続き、令和５年３月定例会予算特別委員会に付託された案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

ただいまから予算特別委員会を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第１に移る前に、昨日の各委員の質問に対する答弁を求めます。

順次発言を認めます。

梅原福祉介護課主幹　昨日不十分だった説明を再度させていただきます。

未定稿の41ページ、右下のほうをよろしくお願いします。

自殺対策事業費、水橋委員からのご質問です。

ゲートキーパーの人数ですが、やはりこちらは資格ということではありませんので、全体の人数というものは把握できておりません。ですが、毎年行っております養成研修には毎年30人から40人の方が、延べ人数になるんですけれども、受けておられます。

続きまして、自殺予防の冊子など、そのようなものはどういうふうに配慮しているかというお話なんですけれども、こちらのほう、配布は1月の二十歳の式典、それと9月の自殺予防週間に駅の前で、歩いて駅とかに入られる方に配布しております。こちらのほう、今コロナで数年できておりませんが、今年度はやりたいと考えております。

続きまして、41ページの右上のほうをお願いいたします。生活困窮者等援護費、青山

委員からのご質問です。

こちら、選任費用の助成と書いている8万円のことについてなんですけれども、こちらのほう、正確に言いますと、困窮している方で病院にかかっていないだとか、あと、介護保険を受けておられないということで、改めて成年後見を受けるための精神鑑定が必要な方のための助成となっております。こちらのほう、すぐに確認しましたが、今まで実績はありません。

続きまして、45ページをお願いいたします。地域生活支援事業費です。開田委員からのご質問です。

こちらも成年後見人関係のご質問なんですけれども、こちら、後見人報酬の助成は、基本的には生活保護を受けている方が対象となっております、令和4年度の実績は1名の方が受けておられます。14万円ということで支給されております。

ちなみに、成年後見に関する相談ですが、令和3年度では延べ109件、令和4年度では12月末時点で199件と大変増えておりますが、こちらは包括で対応しております。こちらのほう、今後ますます増えることも予想されますので、丁寧なサポートなどに努めたいと考えております。

それでは、50ページをお願いいたします。左上のほうです。ゲートボール場管理運営費です。中川委員からのご質問です。

ゲートボール場を利用している方はどれぐらいいるのかというお話ですが、令和3年度で延べ2,600人、1日当たりにすると10人前後ということで、年々利用人数は減っている状態でございます。

説明は以上になります。

大浦委員長 今ほどの答弁に対して、各委員の皆様、質疑があれば挙手の上、お願いいたします。

(質疑する者なし)

大浦委員長 よろしいですか。

網谷商工水産課長 昨日の尾崎委員の質問の中で一部訂正がございますので、お願いいたします。

未定稿の86ページの商工事務費で、公園通り施設補修工事への補助金の中で、これまでの補助金の実績という中で200万円とお答えいたしました。これは令和元年度において、防犯カメラと防犯灯、これで正しくは120万円で行いました。

訂正いたしますので、申し訳ございませんでした。

大浦委員長 尾崎委員、よろしいですか。

尾崎委員 はい。

大浦委員長 それでは、日程のほうに入ってまいります。

付託案件、議案第2号 令和5年度滑川国民健康保険事業特別会計予算の審査に入ります。

なお、付託されました予算案については、全体委員会で説明を受けております。よって、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局から追加して説明があればお願いいたします。

(特になし)

大浦委員長 これより質疑に入ります。

滑川市国民健康保険事業特別会計予算について、質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言をお願いします。

吉森委員 未定稿132ページの新しく始める暮らしの保健室事業費のことで、6月から定期的に相談員を配置してという形がありますが、こういった形でやられるのか。乳幼児から高齢者までの相談場所という、そんな何か気軽に入りやすい形でやられるのか、どういう形でやられるのか教えてください。

伊井市民課長 暮らしの保健室についてご説明させていただきます。

市長の提案理由にもございましたけれども、市民の誰もが気軽に健康、介護、子育てに関する内容等を相談できる場所ということで、暮らしの保健室をショッピングセンターエール内に6月から定期的に相談員を配置して実施したいと考えております。定期的というのは週2回を考えております。

エールの中の場所については、今現在、選定中でございます。ただ、空き店舗のスペースの都合もあると思いますが、なるべく入りやすい場所であるということでお願いしておるところでございます。

以上です。

吉森委員 これ、エール地内というのは何でエール地内になったんですか。

伊井市民課長 やはりふだんお客様が気軽に訪れる場所ということで、ショッピングセンターが一番集まりやすいだろうなということで、ショッピングセンター、市内に幾つかあるんですけども、今回エールという場所を選ばせていただきました。

吉森委員 エールとなると、何というか、民間の施設みたいなイメージがあるんですけど、横に交流プラザもあるじゃないですかね。そこも使いやすかったんじゃないかという私の勝手な思いなんですけど、そういった意味でも、何でエールなのかという。

黒川産業民生部長 今ほどの吉森委員からの質問にお答えします。

気軽にということで、買物ついでにちょっと寄って相談していただけるという雰囲気づくりの中で、エールということで場所選定をさせていただいております。

吉森委員 そういった意味では買物ついでということで、その気軽というのは、ただ単に人が行って受け身な形でやるのか、その気軽、相談のしやすさというのは、暮らしの保健室ということなので、いろんな方に来てもらいたいというのが多分市長の提案だと思うんですけども、その気軽さというのはどういうふうな形でやられるのか。

黒川産業民生部長 市役所でもいろんな相談窓口をしているんですけども、そういったところまでちょっと足が運びづらいという方を対象にと思って、気軽さを前面に出して、相談窓口というような形で実施したいと考えております。

それで、週2回ということなんですけれども、今想定しているのは火曜日と土曜日でありまして、火曜日につきましては主に高齢者を対象にした相談、土曜日については若い方、育児等を対象にした相談会を取りあえず開設してやってみようということで今準備を進めているところでございます。

吉森委員 どういった方がこれをやられるんですか。

黒川産業民生部長 相談員ということですか。

吉森委員 はい。

黒川産業民生部長 今考えているのは、保健師のOB、保育所の先生のOB、あとは民生委員、あとは学校の先生のOBの方を相談員として配置させていただいて相談に応じる予定にしております。当然そこでお答えできない専門的なお話だとか、ちょっと込み入った話ということになれば、市のほうにそれをつないでいただくといったことで実施したいと考えております。

吉森委員 この121万円というのは、基本、人件費という形なんですか、それとも場所代というか。

黒川産業民生部長 人件費プラス場所の賃借料になります。

吉森委員 分かりました。

開田委員 関連してなんですが、この暮らしの保健室って、非接触型ですするという表現が

してあったと思うんですね。非接触型だと、買物とか関係はあんまりないがじゃない？
電話するとか、あるいは窓越しにするが？　と思っています。

黒川産業民生部長　この常設の相談につきましては、特に非接触ということは考えていないんですけれども。

開田委員　そしたら、深刻な話はあんまりないということですね。

黒川産業民生部長　実際、相談の内容によると思うんですけれども、本当に深刻な相談ということであれば、いろいろなほかの市の窓口での相談業務もやっておりますので、どうもこうもならんで早く相談したいという方はそういうところを予約されてされるのかなと。ただ、日頃、何かこういうのを不思議に思っているとか、何かちょっと聞きたいわと思われたときには、そういうところの活用もということで考えております。

開田委員　分かりました。

青山委員　同じところなんですけど、ずばり言いますけれども、人と人との関係を考えれば、場所の選定は再考されたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、この辺いかがですか。

黒川産業民生部長　先ほども申し上げましたけど、たくさんの相談業務を通常もやっております。健康センターにおいては育児とか、子ども課のほうでもやっておりますし、そういったことではなかなかそこまで行けないという方を対象に、本当に気軽にちょっとお話していただけるというような相談窓口ということで開設したいと考えております。

青山委員　内容、趣旨ともに問題ないと思っておりますけれども、場所については非常にどうなのかなという思いがありますので、また再考していただければ助かります。

水野市長　貴重なご意見ありがとうございます。場所については、取りあえずというのはおかしいんですけど、先ほど吉森委員の回答もあったんですけど、気軽にということで、気軽な相談窓口という意味合いで、買物帰りみたいな形で、取りあえず今ここ、6月からやってみようとは考えています。

あと、先ほど開田委員の言われた非接触型の相談窓口というのは、LINEの公式アカウント等を使って、それは秋ぐらいから開設する予定で準備は進めていますので、本当に深刻な方々はそこを、それ以前はまた市役所のほうに来ていただくとか、そういった形にならないかなと考えています。取りあえずやらせてください。

古沢委員　関連してですけど、場所の問題も、今、青山委員が言ったのと市長が言われたのと両面あるんですね。気軽に、何かのついでにという面と、相談に行ったことを知ら

れたくないわという問題だとか両面あるので、これ、スタートしてみてどうなるかというところがあるので、あまり固定的に考えないほうがいいのかもしれないと思っています。

それから、もう一つはスタッフの問題ですけど、先行してやっておられるところを幾つか見てみましたが、きっかけはやっぱり医療関係者、元看護師さんとかが多いように思うんですけども、さっき保健師さん、保育士さんとおっしゃいましたが、これは常時何人ぐらいをイメージしておられるのかなと思って。さっきおっしゃった四、五人、ずっと週2回ということになるのでしょうか。

黒川産業民生部長 現在のところ、2名体制でと考えております。

古沢委員 これもやってみてということになると思うんですけど、さっき言った先行しておられるところを見ると、やっぱり来られる人と相談に乗ってもらえる人との人間関係、顔なじみみたいな、お互いに知り合いになっていくことも必要というような紹介の仕方をされていたところもあるので、やっぱりお互いの会話の中から、自分で気づかない、お互いに。相談に乗る人も乗ってもらう人も気づかない、それまで、あっ、これは解決する方法があるんだとか、ルートがあるんだとか、相談に乗る人は、あっ、こういう問題、悩みがあるんだなって、お互いの気づきがそこで生まれてくるということもあるやに拝見しましたので。基本無料ですよ。基本無料なので、人の配置という点で言うとなかなか難しいところはあると思いますが、今どういう声かけをしておられるのかは分かりませんが、これからなんだろうと思いますが、人、人材という点でいうと、よく見ていただきたいなと思っております。特に答弁は要りませんが、私もいろいろ、市長の頭の中にこの暮らしの保健室というのがあったので、全国的にいろいろやっておられる例をちょっとだけ見せていただいたりもしたんですけど、まあ、やってみてやね。

水野市長 ありがとうございます。やってみてという言い方もあれなんですけど、一応場所に関しても取りあえずやってみて、ここに固定するつもりはないので、その状況、状況に応じてはまた途中、場所の変更というのもあり得るかもしれないということでご理解だけお願いしたいと思います。

あと、人材についても、今想定しているメンバーでやってみるつもりではあります。私がこれをマニフェストに書いたとき参考にしたのは小松市でありまして、小松市の事例を参考に書かせていただいたので、そこも参考にしながら進めていければなと思っております。

以上です。

古沢委員 県内で試行しているところは多分ないと思うので、今、小松を挙げられましたけど、隣、石川県の輪島市にもあるということなので、我々もいろいろ調べたり勉強したりしたいなとは思っていますが、順調に行くことを個人的には期待しております。

尾崎委員 関連してなんですけど、先ほど121万円は主に人件費だということでした。ちなみに、時給は幾らですか。

伊井市民課長 1回当たり5,000円です。

尾崎委員 5,000円を自給換算しましたら幾らになるでしょうか。

伊井市民課長 大体1,600円程度です。

尾崎委員 1,600円と聞くと非常に、会計年度任用職員も確か930円で計算していますね。

今これに関連してというか、すべからくこの930円というのがいろんな意味でなかなか人が集まらないとかという話を聞いたりしているんですけども、今回のこれは時給換算で1,600円であるから、募集されるという、人の心配は要らないのかなという気はするんですけど、それを聞いて安心しました。

大浦委員長 ほかございますか。

中川委員 このエールの中のどの場所でやられるのか。

伊井市民課長 今、エールと調整中でございます。具体的な場所はまだ決まっておりません。なるべく訪れやすい場所にしたいとは考えておりますが、一方で、見られるのが嫌だわといったご意見もございましたので、場所の選定はそういった点も考えながら、エールさんと交渉していきたいと思います。

中川委員 やはりプライバシーの問題もありますから、その辺はしっかりと、隔離ちゃおかしいけど、きちっと外から分からないようにしてやってほしいなと。そうしないと人が入ってこん。

大浦委員長 ほかございますか。

古沢委員 ちょっと話が変わりますが、予算書で言うと159ページ、一般会計繰入金第2節、上から2段目、未就学児均等割保険税繰入金ですが、これ、令和4年度から未就学児の均等割を半額にするという制度が始まったものですが、2年目を迎えるわけですけど、対象人数、子供の数はどれぐらいと見込んでおられるか。

伊井市民課長 87人を見込んでおります。

古沢委員 私の理解では、均等割分、1人で言うと2万5,500円と後期高齢者支援分6,000

円を足したものの、3万1,500円の2分の1の減額ということになって、去年のは2分の1にすると1万5,750円でしょう。去年質問したときには100人を想定していますという話で、1万5,750人掛ける100人分びったりだったんですけど、今びったりの数字にならないんですよ。

これは、順番で行くと、公費2分の1のうちの、国が2分の1、県が4分の1、市の持ち出しが4分の1と、こういうことになっていたと思うのですが、ここに一般会計からの繰入金でぽーンと載っているのは、違っていたら教えてください。国の負担分は交付税措置をされている、県の負担分は一般会計の負担金で受け入れているということで、一般会計からの繰入金でまとめてぽんと載っているという理解で間違いないですか。

伊井市民課長 おっしゃるとおりでございます。

古沢委員 さっき87人ほどとお聞きしましたが、87掛け1万5,750人にはならないですね。これは勝手な推測ですけど、均等割部分にも2割から5割、7割の減額の世帯があると。減額世帯があるからびったりの数字にはならないという勝手な解釈をしておったんですけど、それで合っていますかね。この数字の根拠が知りたい。

あっ、そのとおりの数字やね、これ。137万円って、87人掛ける1万5,750円。

伊井市民課長 137万円の根拠は先ほどおっしゃられたとおりで、2万5,500円に6,000円足して3万1,500円掛けることの2分の1、掛けることの87人分で137万円でございます。

古沢委員 さっきもちよつと言いかけたけど、実際の支出で言うと、実際出ていく負担分で言うと、違う形で減額部分があるから、ここに載ったこのとおりのお金が歳出で出ていくというわけではないよね。減額部分は別の計算があると思うから。

伊井市民課長 すみません、後ほど答えさせてください。

石川総務部長 おっしゃられたとおり、当該年度の軽減額というのはどういう形になるかわからないので、あくまでも87人分のアッパー分1万5,750円相当分を繰入れとして見込んでいるという数字でございます。

古沢委員 それはそれで了解しました。実際上はもうちょっと少なくなる。

石川総務部長 そうです。軽減がかかった場合は、それに見合う分の繰入れになるかと思っています。

古沢委員 前からお聞きしているあれでは、2割か5割か7割かは別として、被保険者の世帯の5割以上は何らかの軽減世帯なので、多分そういうことになると思います。一応確認だけさせていただきました。結構です。

大浦委員長 ほかございますか。

古沢委員 もう一つ忘れていました。国保の年度末の基金残高は分かりますか。この予算じゃないところ。

伊井市民課長 令和4年度の積立額がまだ分からないんですけども、今現在では3億40万9,000円でございます。

大浦委員長 ほかございますか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 ないようですので、次に進みます。

議案第3号 令和5年度滑川市後期高齢者医療事業特別会計予算の審査に入ります。

当局から追加して説明があればお願いいたします。

(特になし)

大浦委員長 これより質疑に入ります。

滑川市後期高齢者医療事業特別会計予算について、質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

岩城委員 未定稿133ページのところで、医療費本人負担の割合、普通は1割負担だけでも、所得の多い方は2割か3割と書いてあるけれども、その所得はどの程度のことを指しているのか。金額的にちゃ決まっとるがやろ。

伊井市民課長 書類を持ってくるのを忘れましたので、また後ほど回答させてください。申し訳ございません。

岩城委員 いつでも。

青山委員 同じく133ページ、1つにまとまっていますので。全体の話をしていただいて、今一ずつの概要に関しては、基本的に我々で、要は決められる範疇のことはないので、ざっくり大枠のところだけ教えていただきたいんですけど。昔仲よかった税理士さんがお亡くなりになられたんですけど、その方がよく言っていたのは、介護保険だとか後期高齢者医療制度だとか、そういったところというのは、我々の年代がなくなったら人口ボーナスの年齢が過ぎてしまうので、見込み的には平準化するというような話をされていた。その方が亡くなられてあれなんですけれども、今ようやく一番多い人口のところ、この後期高齢者の時期に入ってきていますけれども、この後の試算とかで、いわゆる将来的に後期高齢者の特会自体の歳入歳出のバランスとかってどんなふうに見えるのか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

伊井市民課長 正直、ちょっと分からないというところがございます。というのも、人口で言いますと、この後どういうふうになっていくかといいますと、今、後期高齢者の方々が年齢層からいくと、ここ3年ぐらいは毎年500人ぐらいずつ70歳を迎えていくと。しばらくしてから400人台、300人台になっていき、20年後ぐらいにまた500人台に入ってくる。

青山委員 ああ、第2次ベビーブームで。

伊井市民課長 はい。それが5年ほど続いて、この後、400人台から300人台に落ちていく。このときの医療がどういうふうになっているかというのがちょっと見込めないところがございますので、正直どうなるかというのは即答できないということでございます。

青山委員 これ、ちょっと驚いたなと思って、今お聞きして、要は結局、地方でも、いわゆる長期ビジョンみたいなのは示されてないということをおっしゃられているんですよね。

伊井市民課長 長期的にも均衡するようなスタイルにはなっております。

青山委員 ということは、どこかの段階で一気にこの負担額が下がったりとかということはないというふうに今のところ思われているということではないんですか。

伊井市民課長 極端な増減はないものと考えております。

青山委員 それを聞ければ。そうですね、確かに第2次ベビーブームはまた来ちゃうし、その下はいないから今度もっときつくなるのか。分かりました。

大浦委員長 ほかがございませんか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 ないようですので、次に進みます。

議案第4号 令和5年度滑川市介護保険事業特別会計予算の審査に入ります。

当局から追加して説明があればお願いいたします。

(特になし)

大浦委員長 これより質疑に入ります。

滑川市介護保険事業特別会計予算について、質疑のある委員、追加で説明を求めた委員は、挙手の上、発言願います。

吉森委員 未定稿135ページの下の方、地域支援事業費の中の任意事業の家族介護支援事業費644万円。QRコード付きシールを衣服等に貼り付けるということで、いろんな他の市町村でもやっておられるということで、縫いつけ型とかアイロンで貼るタイプとか、あと、どれだけの枚数を配るのかとか、そういった細かいことを教えてください。

梅原福祉介護課主幹 それではお答えします。

見守りシール事業ですが、今委員さんが言われたとおりQRコードを、貼りつけ型のQRコードなんですけれども、それを衣服や、あとズボン、靴とか、持ち物とか、そういうところにつけていただいて、そのQRコードにつなげると、その人専用の場所がありまして、家族の人がそこに、例えば今徘徊中ですよとか、そういうのをそこに書いておけば、そのQRコードを読み取った人がそこにアクセスできるというような感じになっております。その人専用のQRコードになるわけですね。それをセットでシールとして20枚、30枚とかという単位でお渡ししてつけてもらうということになっております。

以上です。

吉森委員 システムと連携するということで、それって、個人情報が見れるわけでもないということですね。

梅原福祉介護課主幹 個人情報は特に書き込まない限りは守られます。ただ、連絡してほしいところとかを書いておけば、もしかしたらそれは可能かとは思われます。

吉森委員 これはいつ頃から始める予定で、逆に、要は、私みたい一般の方も、それ、貼っているよということを知っていないと利用できない、全く意味のないQRコードになるので、そういったことの周知徹底というのはどういうふうにされる予定ですか。

梅原福祉介護課主幹 おっしゃられるとおりで、このQRコードを知らなければ、何だこれという話になりますので、現在、同じように、朝日、魚津、小矢部、砺波、高岡、入善、氷見と。あと、上市も来年度から始めるというふうには聞いておりますので、同じもののほうがいいのかなと思っております。それで、全部の市町村で同じように広報するというところでメリットが生かせるのかなと、周知に助かるのではないのかと、そういうふうに考えております。なるべく早い時期に始めたいと思っております。

吉森委員 靴に貼るときは分かりませんが、衣服だったら、できるだけ目立つ大きいほうが私はいいような感じもするので、そういったことをまた検討いただければと思います。

青山委員 同じ地域支援事業費の任意事業の中の日常生活支援サービス事業費で、成年後見サポートセンターの設置の詳細を教えてもらえれば。

梅原福祉介護課主幹 こちらのほうですが、新しく包括支援センター前に成年後見サポートセンター、いわゆる中核機関というものを設置いたします。

何をやるかといいますと、今までも成年後見の活動というのは包括支援センターがや

っていたんですけれども、周知の面、広報の面、そちらのほうが、やはり成年後見というものを知らない人が市民の方が多いということで、それをどうやって広報、周知していくか。この成年後見サポートセンターをやるということでまず一つの周知になるかなと思っているんですけれども、それプラス専門職、3 専門職ですね、弁護士、司法書士、社会福祉士のそれぞれの会から協議会の委員として1 名ずつ出していただきまして、困難なケースであるとか、それぞれ成年後見が必要な人、何が困っているかというのはまた違いますので、そういう法律的なものが必要な方には弁護士さんの助け、また生活困窮だとか、そういうことで困っておられる方は社会福祉士さんとか、それぞれの専門職の特徴を生かしたアドバイスなどいただけるような体制づくりをしていきたいと考えております。

青山委員 そうすると、そのサポートセンターの設置の場所には、いわゆるサムライ資格の方たちには、つながりを持つだけでそこには多分いないと思うんですよね。違うんですか。

梅原福祉介護課主幹 一応社会福祉士は包括支援センターにおりますので、そちらのほうはつながりもありますので。それ以外の方はおられないです。

青山委員 ということは、常時、何人でやる予定なんですか。設置される場所も。

梅原福祉介護課主幹 一応それ用ということでは、社会福祉士が一応2 人、包括支援センターとして2 人というのがあるんですけれども、その体制のほうも今何とも、まだちょっと。

青山委員 年間の相談業とその2 人の兼ね合いというのはどのように考えているのか。

梅原福祉介護課主幹 確かに相談量というのは年々増えていっております。それが今の人数でできるかというのは、ちょっとやってみないと何とも言えないんですけれども、当然必要であれば人数は増強していかなければならないかなと考えております。

青山委員 なぜこんなことを言っているかといいますと、増えていっている実態が、私みたいな資格の人間にでもすごいいっぱい相談が、もう最近多いんですね。その中でやっぱり、何を言いたいかというと、もちろん最初のケアの時点で今この話で設置されるということで認識していて、今後これが増えていけばいいなと当然思っている中で、その次にやっていただきたいのが、どちらかというと、成年後見を受けた方、例えば、どのサムライの資格を持った人が受けてもいいんですけれども、受けた後によく皆さん言われるのが、結局、その持っている方の財産的なものからじゃないと、いわゆる収入を得

られないということになりますので、その方がすごい財産を持っていれば収入が勝手に上がってしまう、その方がすごい財産が少なければ、同じ仕事をしていても収入が減ってしまうということで、いわゆる、片方では社会を救うために動かれているという意義がありながらも、実際は体を動かしているという、体と時間と能力を使っているわけですから、やっぱり報酬に見合わないということも当然出てくるんですよね。そのときに、市として今後何かサポート体制をこの後つくっていただければいいなと思ってこの質問をずっとしているわけです。それについてはどういうふうに考えていますか。

梅原福祉介護課主幹 金額的には、結局、裁判所のほうが、この人の報酬は幾らだというのは決定するということになるんですけれども、やはりそれなりに財産を持っている人は、弁護士さんとかが成年後見人になったりすることが多いです。それを市で何がサポートできるかというのはなかなか難しいところもあるんですけれども、住民の方が困らないようにというのは考えていかなければならないかなというのは常々考えております。

以上です。

青山委員 今後の課題として共通認識、取ればと思ったので、よろしくお願いします。

大浦委員長 ほかありますか。

安達委員 未定稿135ページの、先ほどの吉森委員の質問のところですけど、この費用ですが、644万円という金額がついているのは分かるんですが、この内訳と、対象者は何人ほど見ておられるかをお聞かせください。

梅原福祉介護課主幹 見守りシールの話ですか。

安達委員 そうです。

梅原福祉介護課主幹 見守りシールの予算ですが、このうちの14万8,000円ということになりまして、印刷製本費で10万9,000円、30人分です。それと、初期導入に費用がかかりまして、そちらのほうで3万9,000円となっております。

安達委員 別に大した金額ではないという、この中に盛り込まれているだけでその内訳が書いていなかったということですね。

梅原福祉介護課主幹 はい。

安達委員 分かりました。対象者は30人って言われた？

梅原福祉介護課主幹 はい、30人でございます。

安達委員 そしたら、ちょっとそれ、関連するかしらないかは別としますが、よく我々企

業のところに、徘徊者がでた場合、よくファクスなりで、連絡が今までしょっちゅうあったんですけど、そういうものを取りやめっておかしいですけど、その代わりにこのQRコードをやってという話ですか。

梅原福祉介護課主幹 お答えします。

今ほど委員さん言われたのは、徘徊SOSネットワーク事業というものだと思うんですけども、そちらは今現在52名登録しているんですが、結局それに入ってからこれということで、決してやめるわけではございません。

安達委員 その52名の今現在の対象者はそのままの状況で、またその30人を新たにQRでという認識。

梅原福祉介護課主幹 その50人の中から30人というイメージです。結局、その徘徊SOSというのは、徘徊するおそれのある人が登録していますので、その中でもさらに希望する人、シールとか貼りたくないという方もおられると思いますので、その中で希望した人にこのシールをお配りするという感じを考えております。

開田委員 同じところですが、今まで徘徊されたら、警察ってすごい威力を発揮しられるがね。うちの近所の人でも、栗巣野のスキー場まで歩いている、そのじいさんをちゃんと連れてこられるがね。そういうことを考えると、例えば登録者に関しては今までどおり、QRコードをつけた人は当然警察へも併せてお願いというか登録というのか、そういうのする？ それはこっちから頼んだから動いてくれるのかしら。

梅原福祉介護課主幹 徘徊SOSネットワークに登録している場合は、関係機関、今ほど言われた警察とか消防とか、あとは、先ほど言われたタクシー業界さんとか、そういうようなところ、あと介護事業所など、登録しているところ全てにそういうふうに見つけてくださいということをお願いが入ることになるかと思います。

開田委員 そうしましたら、例えば、一般の人ってQRコードつけているか、同じおばあさんたちが見ても分からんとか、そういう形になるので、やっぱり警察の力って頼らんにゃいかんって思いますね。ですから、そのこのところ、また十分お願いします。

あわせてついでに。その下の成年後見サポートセンターのことなんですが、もう既に成年後見人になりました、その後の手続の指導もここでされる？

梅原福祉介護課主幹 お答えします。

その中核機関成年後見サポートセンターの中には、成年後見についての方のサポートというものも含まれていますが、なかなか初め、始めたばかりでその全てができるとは

限りませんので、少しずつでもそういうことができるように、また体制を整備していきたいと考えております。

開田委員 ぜひそれしてあげてください。市民の方から成年後見人を受けました、でも何をどうしていいか分からない、という相談もいただいておりますので。ここのセンターで、まず指導というんですか、どういうものを準備して、どういうものを準備して、時系列的に並べるための領収証を集められも含めた最初からの初めの一歩で教えてあげていただきたいと思います。

以上です。

大浦委員長 意見ということでよろしいですか。

開田委員 はい。

大浦委員長 ほかがございますか。

水橋委員 134ページの総務費のところです。介護認定審査会費に581万円ついていました。

「介護認定審査会委員報酬等です」となっていますが、【新】タブレット端末の導入ということで、D Xのところを見ていると105万円この予算がついています。残り476万円が委員の報酬ということでしょうか。

それと、今までの介護認定等、タブレットの導入によってどういうふうに変っていくのか。恐らく今まで苦勞してやってこられたのを、もっとスムーズに、もっとやりやすく、市民の目線で考えてこういうことを考えられたと思うんですけども、どんなふうに前と変わるのか教えてください。

梅原福祉介護課主幹 お答えします。

まず、どのように変わるかという点なんですけれども、現在、毎週、介護認定審査会というものを開いております、現在は紙で全て資料を作っております。委員さん用に5部、事務局用に3部、原本1部というように、たくさんの紙を消費しております、そちらを委員さんのところまで直接配りに行くというふうな手間をかけてやっております。

まずその紙の削減、それプラス、そういうわざわざ配りにいく手間を何とかD Xを使って削減できないかという考えからまず始まりました。

また、将来的には、タブレットを使っておりますので、遠隔でもできないかということ、まだ先の話になるんですけれども、そういうこともできないかということを考えまして、まず手始めにデジタル化ということで、タブレットを使って認定審査会をやれな

いかと。お医者さんの先生方とかにもお話をしたところ、多くの方が快くやってみてもいいじゃないかという話になりまして、今回このようなものが始まりました。

タブレット端末の導入について105万円というのはそのとおりでありまして、新の部分は105万3,000円、残りの部分は委員さんの報酬など、介護認定で使うためのコピー代とかそういうものも含まれてまして、そういうものになります。

以上です。

水橋委員 介護認定される方もいいですし、それから委員の皆さん、市の職員の皆さんにとってもいいことだと思いますので、ぜひこのDXを進めていただければと思います。ありがとうございました。

大浦委員長 ほかにございますか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 ないようですので、次に進みます。

議案第5号 令和5年度滑川市工業団地造成事業特別会計予算の審査に入ります。

当局から追加して説明があればお願いします。

(特になし)

大浦委員長 これより質疑に入ります。

滑川市工業団地造成事業特別会計予算について、質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

青山委員 毎年このときに手を挙げているのは多分私だけだと思っておりますけれども、この工業団地造成事業特別会計、今後も含めて、事務費として残してあるんだ、で、予算付けしてあるんだということを毎年ここ最近聞かせていただいております、市長も代わりましたし、今後どのように考えているかお聞かせいただければと思います。

網谷商工水産課長 委員おっしゃるとおり、毎年事務費ということで計上させていただいております。例年は、8万9,000円については旅費、27万円が実際の事務費ということで、保守関係であるとか、いろんな現在あるところの分という関係の経費になっております。

毎年しておりますが、工業団地造成事業、以前にも検討していくということでお話ししております。今、担当課のほうでも新たな工業団地候補地の検討について入っておりますので、今現在のところ、どこということはまだ発表する段階ではございませんが、担当課では事務を進めておるといふ段階でございます。

青山委員 水面下で何も言えない状況なんでしょうか。

水野市長 まだ水面下の交渉中で、今、滑川市内で土地を求めたいという大きな製造業の方も来ておられますので、そこも含めて適地、どこなのかも含めて今、ちょっと水面下で申し訳ないです。

青山委員 誰のどことは聞きませんが、農地法の絡みがあるかと思うので、どこでもかんでもというわけには当然いかないかなと思うんですけども、これ、例えば転用許可基準の中でも、いわゆる市長が定めるときという4項か何かに入っていたと思うんですが、あれとかというのは該当できるものなんですか。

水野市長 今、国営事業の関係もあって、令和6年度から田んぼがほとんど転用できないという状況もありますけれども、工場については、一応条件によっては法律的にできるというようなことも聞いていますので、その辺含めて適宜対応したいと思っています。

青山委員 それを聞いてちょっと安心しました。水面下で進めていただければと思います。よろしくお願いします。

大浦委員長 ほかありますか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 ないですね。

暫時休憩します。2時40分から再開とさせていただきます。

午後2時26分休憩

午後2時36分再開

大浦委員長 それでは、時間前ではありますが、再開させていただきます。

休憩前の委員の質問に対する説明を求めます。

伊井市民課長 先ほど岩城委員さんからいただきました未定稿133ページ、後期高齢者医療事業特別会計の中で、医療費の本人負担の割合ということで、所得の多い方は2割か3割ということで、これの所得区分はというご質問であります。

ちょっとややこしいんですけども、3割負担という方は3パターンございまして、まず1つ目には、住民税課税所得が690万円以上、ざくっと言ってよろしいですか。住民税課税所得が145万円程度の保険者、2割負担が住民税課税所得が28万円以上で、かつ年金収入その他の合計所得金額が200万円以上の方となっております。

令和5年1月現在で、後期高齢の被保険者が5,623人いらっしゃいます。この中で、3

割に相当する方が280名、約5%いらっしゃいます。2割に相当する方が992人、18%程度で、その1割負担の方が4,351人、約77%というような割り振りになってございます。

岩城委員 分かりました。

大浦委員長 では、伊井市民課長、退席してください。

(伊井市民課長退席)

大浦委員長 それでは、続きまして、議案第6号 令和5年度滑川市水道事業会計予算の審査に入ります。

なお、付託されました予算案については全体委員会で説明を受けております。よって、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局から追加して説明があればお願いいたします。

(特になし)

大浦委員長 これより質疑に入ります。

滑川市水道事業会計予算について、質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

安達委員 前回の断水の際に、どれだけあったか分からんですけど、復旧した際に、さび等で水の出が悪くなったというのは多分あったんだと思います。私も含めてなんですが。そういったような、めったにないことなんですけど、そういう詰まり、詰まったりすれば業者さんに見てもらったりとか、お金の面も発生してくると思うんですが、そういったときの対応策というのは何かございますか、お答えください。

石坂上下水道課長 それでは、お答えさせていただきます。

先日のご質問のまず苦情の件数でございすけれども、こちら、市のほうで把握させていただいているのは61件ということになります。今ほど委員もおっしゃいましたように、一般住宅の配管の詰まりにつきましては、基本的には宅内の配管の中のさびなどが原因による詰まりということになりますので、市のほうではその詰まり、改修に伴う費用に関しては対応してございません。

以上でございます。

安達委員 今言われたように、宅内はそれでいいんですが、もうメーターのところで、室内に入るメーターの手前で詰まった場合が今回現実にあったんです。報告はしとらんがですけど、そういったようなことも想定はされるんですよ。何で出んがだろうといったら、元を外したらさびの塊が出てきて、ちょろちょろとしか出とらんがも、そいつを

取り除いたらきれいになったという現状があったということなので、そういう苦情がなかったのであればいいんですけど、今後そういうことも想定、やっぱり古いですから、腐ってきているところもあると思うので、そういったような対策もまた考えられればいいかなと思ってこの質問に立っておるわけでございます。

石坂上下水道課長 それではお答えいたします。

基本的に、本管の断水後の作業につきましては、消火栓ですとか止水栓のほうから水道水を大量に吐き出しまして、今おっしゃられましたようなさびですとか、そういったものを極力吐き出すような形で、一般の家庭にご迷惑をかけないような形では作業していたんですけれども、やはり委員おっしゃられますように、そういったご家庭ももしかすると発生したかと思われれます。その際にはまた上下水道課にご相談いただければ、またこちらのほうで対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

安達委員 どうもありがとうございました。異例のことだったので、たまたま私、そういうことがあったものですから、ほかの方はなければそれでいいんですが、そこら辺も考慮してあげてください。

以上です。

青山委員 そうしましたら、一般質問にも出ていました給水車の整備について。給水車を今回入れられるということで、災害協定についてというのはどのように考えているのかお聞かせください。

石坂上下水道課長 今ほどおっしゃられました災害協定というのは、給水車を導入したことによるほかの市町村に対していうことでよろしいですか。

青山委員 はい。

石坂上下水道課長 それではお答えさせていただきます。

一応基本的に、日本水道協会富山県支部のほうで、こういった、例えば断水ですとか災害ですとかが発生した場合に、他の市町村ですとか、最悪、県外の市町村への応援ですとか、逆にこちらから応援に行くというような場合につきましては、そちらの支部のほうで全て取りまとめておられまして、何かあれば、やはりそういったところでの取りまとめなり事務的なことをされた上での配車になると思います。実際、毎年調査がありまして、資機材ですとか、人間ですとか、そういったような調査ものがありまして、今回、給水車を購入した際には、滑川市も給水車を購入したということを調査ものでお伝えすることになりますので、またそういったようなところに考慮していただけるのでは

ないかなと考えております。

青山委員 本来なら今回のこの事案のときに、ほかの市から給水車が来たらこんなことにならなかったと考えていまして、現実には給水車がないとその災害拠点で来てもらえなかったんですかね。今の日本水道協会富山県本部ですか。どういう扱いなんですか。

石坂上下水道課長 それではお答えいたします。

一応県内の水道事業者、要は各市町村の水道事業者は、その富山県支部にみんな団体として加盟しておりますので、基本的にはその一員としての位置づけになります。今ほどおっしゃられました、今回は1月の強い冷え込みによる断水というような形だったんですけれども、実は早い段階で富山県支部のほうにそういったお話は内々ではさせていただいていたんですけれども、ご存じのとおり、石川県能登のほうで同じような形で断水ということがありまして、実は県支部のほうで、石川県のほうから応援要請が来ておりまして、その県支部のほうから能登のほうに応援に行くことができないかということで、県内の市町村、支部事務所のほうへ働きかけておられまして、実は幾つかの市町村が能登に行って活動しておられたわけなんです。ほかの市町村につきましても、やはり滑川市と同様に非常に厳しい状況で、給水車は持っておられるんですけれども、自分のところがいつどういうふうになるか分からないということで、滑川市のほうに給水車をお出しすることができないというふうなお話をいただいていた。

青山委員 それだと災害のせつかくの協定というか、水道の富山県支部のところで、せつかくそういうのに加盟している値がないなと正直思いまして、自分のところがかわいからという言い方はあれですけど、自分ところが断水になることはまだ決定していないのに、こちらが断水になっているのに走ってくれないという事情が起きていたということですよ、現実には。私、やっぱりそれ、すごいまずいことだと思っていますので、また市長にも県に言っていただきたいのと、もう一つは、今までなかったことによって、いわゆる、あちらからしても恐らく、ないから貸さないよという雰囲気もあったのかもしれないですね。要は、こちらから出すものがないのに、そちらにばかりかというふうに頭の中で思われたのかどうなのかは別としても、多分きっとそういうバイアスもあったんだろうと思うので、今回これを入れるわけですから、しっかりその辺の取り扱いですよ、この富山県支部さんとの。その辺しっかり話をさせていただいて、今後災害に、正直、開まで取りに行くのはどうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

石坂上下水道課長 今ほどの点も踏まえて、富山県支部のほうにはそういった話をまたさ

せていただきたいと考えております。

大浦委員長 ほかがございますか。

変なことを聞くんですけど、給水車というのが水道事業会計からじゃないと買えなかったのかどうかということをちょっと伺いたいんですけども。

石坂上下水道課長 それではお答えいたします。

給水車を使用する事例というのが、多分どこの市町村も同じだとは思いうんですけども、やはり水道に絡む断水ですとか、そういった災害に必要なことが多分多いということで、ほとんど水道事業会計で買われることが多いと思っております。

大浦委員長 買われることが多いということで、そうじゃなければ多分そのところは一般会計から出されているのかなと思うんですけども。だから、滑川市の一般会計、水道事業会計と比べてみた場合に、給水車って当然、先ほど青山委員が言われたような災害対策の部分にも入ってくれば、この一般会計歳出も考えられたわけなんですよね。比較を当然されたと思うんです、当局の中で。その中で、この水道事業会計が選んだというか、から歳出を決めたという理由をちょっと伺いたかったんですけども、それは他自治体が多いからということによろしいですか。

石坂上下水道課長 それではお答えいたします。

やはり基本的には、今おっしゃられましたように、他自治体では水道事業会計のほうで購入されていて、水道事業者のほうで保管されているという事例を伺ったものですから、基本的にはこちらのほうで購入することが妥当ということで今回予算計上させていただきました。

大浦委員長 そしたら、今後のそういった、この給水車に当たっての修繕費であったり、もろもろにかかってくるものも、この水道事業会計に当たってくるということになるんですか。

石坂上下水道課長 水道事業会計のほうで対応することになると思います。

大浦委員長 分かりました。

ほかにごございますか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 ないようですので、次に進みます。

議案第7号 令和5年度滑川市下水道事業会計予算の審査に入ります。

当局から追加して説明があればお願いいたします。

(特になし)

大浦委員長 質疑に入ります。

滑川市下水道事業会計予算について、質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

竹原委員 138ページの未定稿のところで、来年度は第3中継ポンプの更新工事だとかとありますけど、市内のオーバーホールをしなければもう耐用年数が来ているよというポンプの修繕って順調に行っているのか聞かせてください。

石坂上下水道課長 今ほど竹原委員がおっしゃられたのは、要は道路の間につけられているマンホールポンプのことでよろしいですか。

大浦委員長 それも含めて、ありとあらゆる下水に関わるポンプ、市が管理するポンプであって、結局、耐用年数が何年ですよって、1回オーバーホールしてねというものを放置して、壊れるまで使った結果、壊れた事例もあるし、その前にきちんとした適正な管理でオーバーホールを順次進めていますかということ。

石坂上下水道課長 それではお答えいたします。

今ほどおっしゃられました、今回の予算の要求に、予算書に載っております中継ポンプ場というのは、当然、下水道施設の根幹的な施設でございますので、基本的に壊れてから直すということはほぼほぼ不可能でございますし、市民の生活に非常に影響を与えますので、こういったものは基本的に、やはり耐用年数ですとか、通常の運転の中での不具合が見られた場合には、早急に下水道事業団へ委託して、基本的には改築更新をするようにしております。

そのほかのマンホールポンプにつきましては、公生社のほうに年間の維持管理をお願いしているわけなんですけれども、一応その維持管理の中で、例えば稼働時間ですとか、不具合の状況ですとか、そういったものを見ながら、基本的に耐用年数で交換できれば非常にいいことなんですけれども、やはり予算的なものを考えますと、なかなか耐用年数で交換することができないものですから、今ほど申し上げましたように、公生社の維持管理の状況を見ながら適切に交換をすることにしてございます。

竹原委員 今の話だと、壊れるまで使うというようなニュアンスなんですけど、やっぱり壊れる前にオーバーホールという手法を取らないと、壊れてからでは遅いって先ほど言われたじゃないですか。委託業者にどうのこうのと言われても、それは壊れるまで使えて言うがと一緒で、ちょっと言うところ違うのではないかなと思うんですけど。

石坂上下水道課長 それではお答えいたします。

本件につきましては、すみません、説明が不十分だったんですけれども、維持管理の業者が定期的に点検に回っているんですけれども、その中で、例えばいつもよりも違う現状値を示しているんですとか、そういったような兆候があれば、こちらのほうに連絡をいただいて、もし予算に余裕があれば当該年度。予算的に難しいということであれば次年度になるんですけれども、一応予備のマンホールポンプがありますので、基本的には2台で動いているという形なものですから、どちらか一方が都合が悪いような状況を示せば、基本的に早急にそれを改築更新するようにはしてございます。

竹原委員 予算があればとかじゃなくて、壊れたら、やっぱり補正を組んででも、市民生活に直結しますので、うちのほうは下水ないですからいいんですけど、下水つけておられる人が迷惑かかるからそういうことを言うとするがで、お願いします。

大浦委員長 ほかがございますか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

暫時休憩します。再開は3時5分からといたします。

午後2時54分休憩

午後3時02分再開

大浦委員長 時間前ではありますが、会議を再開します。

続いて討論に入ります。

討論をご希望される委員の方はお申出、お願いいたします。

(討論する者なし)

大浦委員長 申出がないので、討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第1号から議案第7号の7議案を一括して採決を行います。

議案第1号 令和5年度滑川市一般会計予算

議案第2号 令和5年度滑川市国民健康保険事業特別会計予算

議案第3号 令和5年度滑川市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第4号 令和5年度滑川市介護保険事業特別会計予算

議案第5号 令和5年度滑川市工業団地造成事業特別会計予算

議案第 6 号 令和 5 年度滑川市水道事業会計予算

議案第 7 号 令和 5 年度滑川市下水道事業会計予算

議案第 1 号から議案第 7 号までの 7 議案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

大浦委員長 賛成全員。よって、議案第 1 号から議案第 7 号までの 7 議案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

午後 3 時 04 分議決

大浦委員長 以上で当委員会に付託されました議案については全て終了いたしましたので、これをもって予算特別委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時 04 分閉会